

令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	国立大学法人 筑波大学	（フリガナ）	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 （提出している場合には、○印を付けてください。）
土浦 税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの氏名	世帯主の氏名					
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	茨城県つくば市天王台1-1-1	あなたの職員番号	あなたの続柄					
			あなたの住所又は居所	（郵便番号 - ）				配偶者の有無	有・無

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

主たる給与から控除を受ける	区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	老人扶養親族（昭33.1.1以前生）	令和9年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1）	住所又は居所	異動月日及び事由 （令和9年中に異動があった場合に記載してください（以下同じです。））	
			あなたとの続柄	生年月日		特定扶養親族・特定親族（平17.1.2生～平21.1.1生）			生計を一にする事実 （該当する場合は○印を付けてください。）
	A 源泉控除対象配偶者			*****		円			
	B 源泉控除対象親族（16歳以上） （平24.1.1以前生）	1		*****	☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
				明・大昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族				
		2		*****	☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
				明・大昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族				
		3		*****	☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
				明・大昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族				
		4		*****	☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
			明・大昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族					
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☐ 障害者	該当者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人 一生計配偶者 扶養親族（注2） （人） （人） （人）	☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☐ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。） 異動月日及び事由				
※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。 （注）1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。									

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由
			明・大・昭 平・令		氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	
			明・大・昭 平・令					

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平24.1.2以後生）	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族（該当する場合は○印を付けてください。）	令和9年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由	※ 「令和9年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。	
	1		*****	平令			円			
	2		*****	平令			円			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族（該当する項目にチェックを付けてください。）	令和9年中の所得の見積額（※）	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親 ☐ 寡婦 ☐ ひとり親
				明・大・昭 平・令		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者	円	☐ 一般 ☐ 特別		
			*****			☐ 38万円以上の支払				

令9扶養

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和9年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書に記載すべき事項が令和8年においてその給与の支払者を經由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください（表面の二次元コードからもご確認ください）。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは、源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除、源泉控除対象親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除及び障害者控除等の控除額の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除、配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を作成し、令和9年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄に記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (5) 源泉控除対象親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族である場合には、同欄の「その他」にチェックを付けてください。
- また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族・特定親族」欄の「特定扶養親族」に、特定親族である場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
- (6) 「令和9年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得の金額となります。
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
- イ その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合…「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
- ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記4①ロイに該当する人）である場合…「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目（2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ）
- (注) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人进行いいます。
- (8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和9年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください（その非居住者が「特定親族」である場合にはこの欄に記載する必要はありません。）。
- (9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- イ 障害者（特別障害者）…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無、マイナンバー（個人番号）^(注)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和9年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）。
- また、その同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和9年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
- (注) 一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ロ 勤労学生…学校名と入学年月日及び令和9年中の所得の種類とその見積額
- (注) 寡婦又はひとり親のみに該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等（控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の個人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下⑭において同じです。）の支払を受ける配偶者（所得の見積額が133万円以下である人に限ります。）、扶養親族又は特定親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。）。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が62万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の確認書類を令和10年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 「A」～「C」欄に記載した親族が非居住者である場合に必要添付書類等、手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
- (3) あなたが、勤労学生である場合（専修学校若しくは各種学校の学生若しくは生徒又は職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。



非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が62万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が136万円以下）の人
【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和9年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和9年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が169万円以下）の人 (注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子及び老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が62万円以下の人
【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成24年1月1日以前に生まれた人） ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成10年1月2日から平成24年1月1日までの間に生まれた人） (ロ) 年齢70歳以上の人（昭和33年1月1日以前に生まれた人） (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和33年1月2日から平成10年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和9年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」
【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成17年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人）
【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和33年1月1日以前に生まれた人）
【⑧特定親族】 所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成17年1月2日生まれから平成21年1月1日生まれまで）の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が62万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が136万円超197万円以下）の人
【⑨源泉控除対象親族】 ⑤の控除対象扶養親族又は⑧の特定親族のうち令和9年中の所得の見積額が100万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が174万円以下）の人のいずれかに該当する人 (注) 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
【⑩同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
【⑪障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 ト 常に就労を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和38年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
【⑫同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
【⑬寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和9年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑭のひとりに該当する人を除きます。） イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人、④の扶養親族を有する人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人
【⑭ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和9年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人 イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和9年中の総所得金額等の見積額が62万円以下の子に限ります。）を有する人
【⑮勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人 イ 大学・高等学校などの学生、生徒若しくは児童、一定の要件を備えた専修学校若しくは各種学校の学生若しくは生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ハ 令和9年中の所得の見積額が89万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が163万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

記入要領（令和 9 年分給与所得者の扶養控除等申告書）

※ 令和9年分の扶養控除等申告書においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の改正が行われていますのでご注意ください。

12345678 ← **職員番号** **令和 9 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

扶

○ 扶養の範囲
○ 所得の計算
○ 所得の申告
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付

○ 扶養の範囲
○ 所得の計算
○ 所得の申告
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付

○ 扶養の範囲
○ 所得の計算
○ 所得の申告
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付

○ 扶養の範囲
○ 所得の計算
○ 所得の申告
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付

○ 扶養の範囲
○ 所得の計算
○ 所得の申告
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付

○ 扶養の範囲
○ 所得の計算
○ 所得の申告
○ 所得の控除
○ 所得の課税
○ 所得の徴収
○ 所得の還付

所轄税務署長等 の氏名（氏名）	給与の支払者の 氏名（氏名）	国立大学法人 筑波大学	(フリガナ)	あなたの氏名	年 月 日	扶養の範囲 等に関する事項 （注）
土浦	給与の支払者の 氏名（個人）番号	※この欄は給与の支払者の氏名と住所を記載してください。		あなたの氏名	年 月 日	扶養の範囲 等に関する事項 （注）
税務署長	給与の支払者の 氏名（個人）番号	※この欄は給与の支払者の氏名と住所を記載してください。		あなたの氏名	年 月 日	扶養の範囲 等に関する事項 （注）
市区町村長	給与の支払者の 所在地（住所）	茨城県つくば市天王台 1-1-1	あなたの住所 又は居所	あなたの住所 又は居所	年 月 日	扶養の範囲 等に関する事項 （注）

以下の欄に記載する記載がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生の場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	(フリガナ) 氏 名	あなたの氏名	生 年 月 日	今和 9 年分の 所得の見聞	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除 対象配偶者	※源泉控除対象配偶者とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象配偶者とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象配偶者とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象配偶者とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象配偶者とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象配偶者とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。
源泉控除 対象親族 (16歳以上)	※源泉控除対象親族とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象親族とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象親族とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象親族とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象親族とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※源泉控除対象親族とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。
障害者、高齢者、 ひとり親又は 勤労学生	※障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。	※障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生とは、ご本人の所得が一定以下で、かつ、ご本人と同居している方です。

他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由
	氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由

○ 世帯主に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の 扶養親族 (※24.1.2以後)	氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由
1	氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由
2	氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由
20歳未満で所得を有する 配偶者・扶養親族 ・特定親族	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由
	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	住所又は居所	氏 名	住所又は居所	異動月日及び事由

1 氏名、住所などの記入

●必須事項

職員番号の確認・氏名（フリガナ）・生年月日・住所（住民登録のある住所）・配偶者の有無
世帯主の氏名・・・住民票のある住所の世帯主を記載
あなたとの続柄・・・住民票のある住所の世帯主の続柄を記載

2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

●A欄 源泉控除対象配偶者

あなた（令和 9 年中の合計所得金額の見積額が 900 万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和 9 年中の合計所得金額の見積額が**95 万円以下**の人について記載します。

※夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません

●B欄 源泉控除対象親族 ※所得要件の改正が行われていますので記載する場合はよくご確認ください

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

①扶養親族※のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人（控除対象扶養親族）

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成24年1月1日以前に生まれた人）

ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成10年1月2日から平成24年1月1日までの間に生まれた人）

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和33年1月1日以前に生まれた人)

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和33年1月2日から平成10年1月1日までの間に生まれ

た人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和9年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和9年中の合計所得金額の見積額が**62万円以下**の人をいいます。

②あなたと生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成17年1月2日～平成21年1月1日生）で令和 9 年中の合計所得金額の見積額が100 万円以下の人

・その人の令和9年中の合計所得金額の見積額が62万円以下である⇒「特定扶養親族」にチェック

- ・その人の令和9 年中の合計所得金額の見積額が62 万円超100 万円以下である⇒「特定親族」にチェック

※「特定親族」は扶養親族に該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません

(2)源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和33年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」

②その人が①以外の人であるとき⇒「その他」

(3) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満（平成10年1月2日から平成24年1月1日までの間に生まれた人）又は70歳以上（昭和33年1月1日以前に生まれた人）である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満（昭和33年1月2日から平成10年1月1日までの間に生まれた人）の場合には「留学」「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、**親族関係書類の添付等が必要です。**

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

●同一生計配偶者

同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和9年中の合計所得金額の見積額が**62万円以下**の人）が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付ける

●扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、年齢16歳未満（平成24年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

※ 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

●寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

●障害者又は勤労学生の内容

障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

・ 障害者の場合…障害の状態又は**交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）**などの障害者に該当する事実を記載します。

・ 勤労学生の場合…**学校名と入学年月日及び令和9年中の所得の種類とその見積額**を記載します。

勤労学生とは所得者本人で、次の全てに該当する人

イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。

ハ 令和9年中の所得の見積額が**89万円以下**（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が163万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

4 住民税に関する事項の記入

●16歳未満の扶養親族

年齢16歳未満（平成24年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

●退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和9年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下である人に限ります。）、扶養親族又は特定親族について記載します。

●令和9年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和9年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

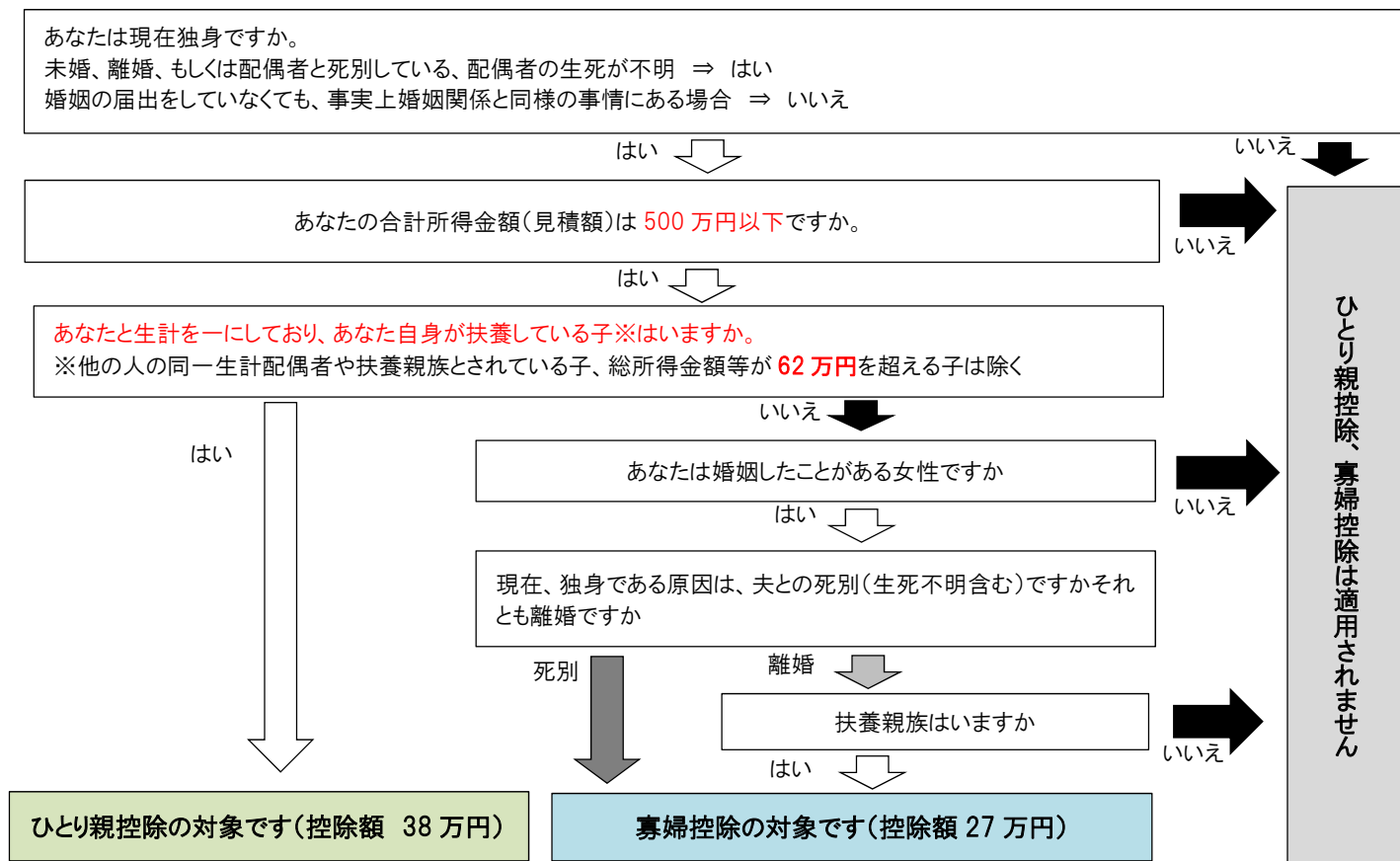
寡婦又はひとり親退職所得を除くと令和9年中の合計所得金額の見積額が**62万円以下**となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

3

令和9年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書／ひとり親控除、寡婦控除に関する申告

「令和9年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」のC欄にて申告します。控除の対象となるか下記フローチャートで確認してください。



公的年金等控除額表

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27\text{万}5,000\text{円}$	$A \times 25\% + 17\text{万}5,000\text{円}$	$A \times 25\% + 7\text{万}5,000\text{円}$
410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68\text{万}5,000\text{円}$	$A \times 15\% + 58\text{万}5,000\text{円}$	$A \times 15\% + 48\text{万}5,000\text{円}$
770万円超 1,000万円以下	$A \times 5\% + 145\text{万}5,000\text{円}$	$A \times 5\% + 135\text{万}5,000\text{円}$	$A \times 5\% + 125\text{万}5,000\text{円}$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27万5,000円$	$A \times 25\% + 17万5,000円$	$A \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68万5,000円$	$A \times 15\% + 58万5,000円$	$A \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$A \times 5\% + 145万5,000円$	$A \times 5\% + 135万5,000円$	$A \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(注)年齢65歳以上の人とは、昭和38年1月1日以前に生まれた人をいいます。

【参考】

【収入金額と所得金額の関係】

①収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,740,000円		1,000,000円
1,690,000円		950,000円
1,360,000円		620,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,220,000円	620,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,720,000円	620,000円

【所得の見積額 計算表】

※遺族年金、雇用保険の失業給付金、育児休業中の育児給付金などは、非課税のため所得に含めない。

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①－②)
	円	円	(マイナスの場合は0)円
給与所得 (1)		740,000	
事業所得 (2)			
雑所得 (3)			
公的年金等収入		公的年金等控除額表参照	※
配当所得 (4)			
不動産所得 (5)			
		(退職所得控除額)	(①－②)×1/2
退職所得 (6)			
(1)～(6)以外の所得		(うち特別控除額 円)	一時所得又は長期譲渡所得は1/2
(7)			
(1)～(7)の合計額【A】			